

長崎市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年長崎市条例第 46 号）

【長崎市独自基準】

- ・ 施設サービスの「基本方針」に連携先として「地域包括支援センター」を追加
- ・ 特別養護老人ホームの「居室定員」の緩和
- ・ 施設サービスの「取扱方針」に身体的拘束の記録の市への報告を追加
- ・ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための検討委員会の検討結果について、全職員に対して周知
- ・ 暴力団員等排除を追加（平成 25 年 12 月 25 日施行）

厚生労働省令	長崎市条例
<p>(基本方針)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 特別養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、<u>市町村（特別区を含む。以下同じ。）</u>、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 特別養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、<u>本市、地域包括支援センター（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）</u>、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>
<p>(設備の基準)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の各号に掲げる施設の基準は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>一 居室</p> <p>イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。</p>	<p>(設備の基準)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項各号に掲げる設備の基準は、<u>次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) 居室 次のとおりとする。</p> <p>ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は2人と、<u>入所者のプライバシーに配慮していると認められる場合は2人以上4人以下とすることができる。</u></p>

厚生労働省令	長崎市条例
<p> <u>ロ～チ</u> (略) 二～九 (略) 5・6 (略) </p> <p> (処遇の方針) 第十五条 (略) 2～4 (略) 5 特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 (新設) 6 (略) </p> <p> (衛生管理等) 第二十六条 (略) 2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u> 一 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、<u>介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。</u> 二～四 (略) </p> <p> (基本方針) 第三十三条 (略) 2 ユニット型特別養護老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運 </p>	<p> <u>イ～ク</u> (略) (2)～(9) (略) 5・6 (略) </p> <p> (処遇の方針) 第15条 (略) 2～4 (略) 5 特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 6 <u>前項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</u> 7 (略) </p> <p> (衛生管理等) 第26条 (略) 2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう<u>次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について<u>職員に周知徹底すること。</u> (2)～(4) (略) </p> <p> (基本方針) 第33条 (略) 2 ユニット型特別養護老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運 </p>

厚生労働省令	長崎市条例
<p>営を行い、<u>市町村</u>、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(サービスの取扱方針)</p> <p>第三十六条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第五十五条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項各号に掲げる設備の基準は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>一 居室</p> <p>イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。</p>	<p>営を行い、<u>本市</u>、<u>地域包括支援センター</u>、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(サービスの取扱方針)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p><u>8 前項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</u></p> <p><u>9</u></p> <p>(設備の基準)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項各号に掲げる設備の基準は、<u>次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) 居室 <u>次のとおりとする。</u></p> <p>ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は2人と、<u>入所者のプライバシーに配慮していると認められる場合は2人以上4人以下とすることができる。</u></p>

《暴力団員等排除を追加（平成 25 年 12 月 25 日施行）》

改正前	改正後
<p>(施設長の責務)</p> <p>第 23 条 (略)</p> <p>2 施設長は、職員に第 7 条から第 9 条まで、第 12 条から前条まで及び次条から第 31 条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(施設長の責務)</p> <p>第 23 条 (略)</p> <p>2 施設長は、職員に第 7 条から第 9 条まで、第 12 条から前条まで及び次条から第 31 条の 2 までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p><u>(暴力団員等の排除)</u></p> <p><u>第 31 条の 2 特別養護老人ホームの設置者の役員及び施設長は、長崎市暴力団排除条例（平成 24 年長崎市条例第 59 号）第 12 条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（次項において「暴力団員等」という。）であってはならない。</u></p> <p><u>2 特別養護老人ホームは、長崎市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</u></p>